

『乙種4類 危険物取扱者試験 2020年版』
に関するお詫びと訂正のご案内

『乙種4類 危険物取扱者試験 2020年版』の内容について誤りがありましたことを、心よりお詫び申し上げます。以下の通り訂正致しますので、お手持ちの本書に加筆訂正をお願い致します。

ご迷惑をおかけ致しまして誠に申し訳ございません。

よろしくお願ひ申し上げます。

初 版

| P21 | 誤 | <p>〔製造所等の設置・変更の申請先〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設の設置・変更</th> <th>申請先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">製造所等</td> <td>消防本部及び消防署を設置している市町村の区域 (移送取扱所を除く)</td> <td>その区域を管轄する 市町村長等(削除)</td> </tr> <tr> <td>消防本部及び消防署を設置していない市町村の区域 (移送取扱所を除く)</td> <td>その区域を管轄する 都道府県知事</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">移送取扱所</td> <td>消防本部及び消防署を設置している1つの市町村の区域</td> <td>その区域を管轄する 市町村長等(削除)</td> </tr> <tr> <td>消防本部及び消防署を設置していない市町村の区域、 または2つ以上の市町村にまたがる区域</td> <td>その区域を管轄する 都道府県知事</td> </tr> <tr> <td>2つ以上の都道府県にまたがる区域</td> <td>総務大臣</td> </tr> </tbody> </table> | 施設の設置・変更 | | 申請先 | 製造所等 | 消防本部及び消防署を設置している市町村の区域 (移送取扱所を除く) | その区域を管轄する 市町村長等(削除) | 消防本部及び消防署を設置していない市町村の区域 (移送取扱所を除く) | その区域を管轄する 都道府県知事 | 移送取扱所 | 消防本部及び消防署を設置している1つの市町村の区域 | その区域を管轄する 市町村長等(削除) | 消防本部及び消防署を設置していない市町村の区域、 または2つ以上の市町村にまたがる区域 | その区域を管轄する 都道府県知事 | 2つ以上の都道府県にまたがる区域 | 総務大臣 |
|---|--|---|----------------|---------------|---|------|--------------------------------------|-------------------------------|---|----------------------------|-------|---------------------------|-------------------------------|--|----------------------------|------------------|-------------|
| 施設の設置・変更 | | 申請先 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 製造所等 | 消防本部及び消防署を設置している市町村の区域 (移送取扱所を除く) | その区域を管轄する 市町村長等(削除) | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 消防本部及び消防署を設置していない市町村の区域 (移送取扱所を除く) | その区域を管轄する 都道府県知事 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 移送取扱所 | 消防本部及び消防署を設置している1つの市町村の区域 | その区域を管轄する 市町村長等(削除) | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 消防本部及び消防署を設置していない市町村の区域、 または2つ以上の市町村にまたがる区域 | その区域を管轄する 都道府県知事 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2つ以上の都道府県にまたがる区域 | 総務大臣 | | | | | | | | | | | | | | | |
| P63 | 誤 | <p>■定期点検の時期と記録の保存 ◎定期点検は、(略)。</p> <table border="1"> <tr> <td>・地下貯蔵タンクの漏れの点検</td> <td>・地下埋設配管の漏れの点検</td> </tr> <tr> <td colspan="2">設置の完成検査済証(または変更の許可)の交付を受けた日、または前回の漏れの点検を行った日から、1年を超えない日までの期間内に1回以上</td> </tr> <tr> <td>・移動貯蔵タンクの漏れの点検</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">設置の完成検査済証(または変更の許可)の交付を受けた日、または前回の漏れの点検を行った日から、5年を超えない日までの期間内に1回以上</td> </tr> </table> | ・地下貯蔵タンクの漏れの点検 | ・地下埋設配管の漏れの点検 | 設置の完成検査済証(または変更の許可)の交付を受けた日、または前回の漏れの点検を行った日から、 1年 を超えない日までの期間内に1回以上 | | ・移動貯蔵タンクの漏れの点検 | | 設置の完成検査済証(または変更の許可)の交付を受けた日、または前回の漏れの点検を行った日から、 5年 を超えない日までの期間内に1回以上 | | | | | | | | |
| ・地下貯蔵タンクの漏れの点検 | ・地下埋設配管の漏れの点検 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設置の完成検査済証(または変更の許可)の交付を受けた日、または前回の漏れの点検を行った日から、 1年 を超えない日までの期間内に1回以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・移動貯蔵タンクの漏れの点検 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設置の完成検査済証(または変更の許可)の交付を受けた日、または前回の漏れの点検を行った日から、 5年 を超えない日までの期間内に1回以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 正 | <p>■定期点検の時期と記録の保存 ◎定期点検は、(略)。</p> <table border="1"> <tr> <td>・地下貯蔵タンクの漏れの点検</td> <td>・地下埋設配管の漏れの点検</td> </tr> <tr> <td colspan="2">設置の完成検査済証(または変更の許可)の交付を受けた日、または前回の漏れの点検を行った日から、1年を経過する日の属する月の末日までの間に1回以上</td> </tr> <tr> <td>・移動貯蔵タンクの漏れの点検</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">設置の完成検査済証(または変更の許可)の交付を受けた日、または前回の漏れの点検を行った日から、5年を経過する日の属する月の末日までの間に1回以上</td> </tr> </table> | ・地下貯蔵タンクの漏れの点検 | ・地下埋設配管の漏れの点検 | 設置の完成検査済証(または変更の許可)の交付を受けた日、または前回の漏れの点検を行った日から、 1年を経過する日の属する月の末日までの間 に1回以上 | | ・移動貯蔵タンクの漏れの点検 | | 設置の完成検査済証(または変更の許可)の交付を受けた日、または前回の漏れの点検を行った日から、 5年を経過する日の属する月の末日までの間 に1回以上 | | | | | | | | |
| ・地下貯蔵タンクの漏れの点検 | ・地下埋設配管の漏れの点検 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設置の完成検査済証(または変更の許可)の交付を受けた日、または前回の漏れの点検を行った日から、 1年を経過する日の属する月の末日までの間 に1回以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・移動貯蔵タンクの漏れの点検 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設置の完成検査済証(または変更の許可)の交付を受けた日、または前回の漏れの点検を行った日から、 5年を経過する日の属する月の末日までの間 に1回以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|--------------|---|--|
| P256 〔問7〕 | 誤 | 〔問7〕 正解…5 5. 体積は、平行移動の条件として関係ない。 |
| | 正 | 〔問7〕 正解…4 4. 触媒は、反応速度を変化させるが、平衡の移動は起こさない。 |